

千葉県第三子以降学校給食費減免実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第三子以降の児童及び生徒に係る学校給食費負担者の子育てに要する費用の負担を軽減するため、千葉県学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第8条第1項第2号の規定に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の要件)

第2条 学校給食費の減免を受けることができる学校給食費負担者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 学校給食費負担者が子等を3人以上扶養しており、その扶養している者のうち、最年長者及び二番目の年長者である者を除いた者（以下「第三子以降の者」という。）に、本市が設置している学校（特別支援学校の高等部を除く。）で学校給食を受けさせていること。
- (2) 学校給食費負担者が扶養している子等と生計を一にしていること。
- (3) 学校給食費負担者が生活保護法第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けていないこと。
- (4) 学校給食費負担者が学校教育法第19条の規定による就学援助その他国又は地方公共団体の施策による給付であって減免を受けようとする学校給食費に係るものを受けていないこと。
- (5) 学校給食費負担者が負担すべき学校給食費に滞納がないこと。

(減免の対象)

第3条 減免の対象となる学校給食費の額は、第7条に定める学校給食費の減免を受けることができる期間の始期以後において第三子以降の者が当該年度に喫食する学校給食に係る規則第3条に規定する学校給食費の額とする。

(減免の申請)

第4条 減免を受けようとする学校給食費負担者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 規則第8条第3項第2号に定める第三子以降学校給食費減免申請書（様式第1号の2）
- (2) 子等を扶養していることを証明する書類（健康保険証の写し）
- (3) その他、市長が特に必要と認める書類

2 前項第2号に規定する書類は、千葉県立小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に在籍している子については提出を要しない。

(減免の申請または届出の期限)

第5条 申請者は、前条に規定する減免の申請または第8条に規定する減免の要件の変更の届出を、別に定める期限までに行うものとする。

(減免の決定)

第6条 市長は、第4条の規定による減免の申請があったときは、その内容を審査し、可否を決定して規則第8条第4項に規定する学校給食費減免決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。

(減免を受けることができる期間)

第7条 前条の決定を受けた申請者が学校給食費の減免を受けることができる期間は、第5条に定める期限までに申請があった場合に、減免の要件を満たすこととなった日又は期限に応じた減免の始期のいずれか遅い日から減免の要件を満たさなくなった日の前日又は当該年度の3月末のいずれか早い日までとする。

(減免の要件の変更)

第8条 第6条の決定を受けた申請者は、規則第8条第3項の規定により提出した申請書に記載した事項に変更が生じたときは、同条第5項に規定する学校給食費減免状況変更届(様式第3号)に減免の要件が変更となったことを証明する書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出があった場合は、その内容を審査し、減免の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更して、規則第8条第6項に規定する学校給食費減免取消決定通知書(様式第4号)又は学校給食費減免変更決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知する。

3 市長は、第1項の届出がない場合でも、第6条の規定による減免決定通知を行った申請について、第2条各号に定める減免の要件の変更を確認した場合は、前項のとおり申請者に通知することができる。

(減免の決定の取り消し)

第9条 市長は、規則第8条第6項各号のいずれかにより減免を取り消したときは、免除した学校給食費に相当する額を請求する。

附 則

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

2 この要綱による学校給食費の減免に関し必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第8条の規定による学校給食費の減免に関し必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。